

相模原・人権施策審議会「答申」の論点とその意義 包括的な反差別条例のパースペクティブ

外国人権法連絡会・事務局次長 (一社) 市民セクター政策機構・客員研究員 瀧 大知

神奈川県相模原市は、2023年度中に「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定する予定である。これは極めて先進的な条例になる可能性がある。

◆条例検討の経緯

相模原市が反差別条例を検討する契機として、一つは本村賢太郎(現)市長がその任に就いた市長選挙(2019年)の政策INDEXに、「ヘイトスピーチを規制する条例を整備」と明記していたことがある。

もう一つが排外主義団体による「選挙ヘイト」である。先の市長選と同時の相模原市議会議員選挙(統一地方選挙)には、ヘイトスピーチを繰り返してきた団体が3人の候補者を立てた。2018年3月に候補者擁立を公表以降、差別的な街宣や講演を行なった。選挙期間中には党首が「〇〇人を叩き出せ」と「演説」、候補者や支持者が「差別反対」の声を挙げる抗議者を指して「日本人ではない」と叫び、ときには一人か二人の抗議者を十数人で囲い込み、罵倒し、追い掛け回すという事態が続いた。

これを目にした本村市長は、就任会見で「(条例制定を)前向きに検討」と述べた。同年6月には、川崎市でヘイトスピーチに刑事規制を課した条例の制定が発表された(2019年12月成立)。続いて本村市長は「川崎並み」の条例を目指すと言明した。

◆人権施策審議会の議論と「答申」のポイント

2020年1月より、市長の諮問を受けた「人権施策審議会」が条例に盛り込むべき内容を検討することになった。「津久井やまゆり園事件」(2016年7月26日)という、戦後最悪のヘイトクライム発生地であることも踏まえた審議がなされた。

そして約3年にわたる議論を経て、2023年3月23日に審議会から市長へ条例の内容案をまとめた「答申」が手渡された。論点は様々あるが、本稿では5点のポイントを挙げる(詳述は次節)。

- ① 「津久井やまゆり園事件」を「ヘイトクライム」(差別的動機に基づく犯罪)と位置づけ、前文にそれに対する非難を明記すること。
- ② 悪質な差別的言動を禁止し、勧告、命令を経ても止めない場合、氏名を公表し、秩序罰(過料)又は行政刑罰(罰金等)を科すこと。
- ③ ②の事由を人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身とすること。
- ④ 差別事案が発生した場合、市長は速やかに非難声

明を出すこと。

- ⑤ 一定の独立性を有する専門的な第三者機関として「相模原市人権委員会」を設置し、被害者救済のための調査や説示のほか、行政に対するチェック機能を持たせること。

◆「答申」のパースペクティブ——包括的な反差別条例→法へ

日本の反差別政策の遅れは明らかである。各国連人権機関から幾度も勧告されてきた包括的な差別禁止法もなく、被害者救済を目的とした国内人権機関もない。「答申」はこの現状に変化を迫ろうとしている。

まず上記①について、やまゆり園事件をヘイトクライムと表記することは「ヘイトクライム」が社会に存在し、克服すべき課題であることを「公的」に認定する意義がある。

②のヘイトスピーチへの罰則規制は(国連)人種差別撤廃条約や自由権規約/委員会からも強く求められてきた重要な施策である。③の対象範囲の拡大は、障害者や性的マイノリティ、被差別部落出身者(と見なされた人びと)もヘイトスピーチ被害に遭っており、現実に合わせて提起である。審議委員の憲法学者も「可能」という意見の上で採用された。

先進国では差別事件発生時、政府/公人が非難声明を出すことは「常識」であるが、日本はそうではない。④の「声明」はこれを制度的に打開しようとしている。ヘイトスピーチ/クライムの温床となっている差別デマの是正も含まれる。

最後に⑤の救済機関「相模原市人権委員会」は国連勧告を意識し、独自に委員会の招集や調査、市長への勧告など可能な限り権限が付与される。委員は人権に関する専門家が担う。実効性の担保には外せない機関であり、「答申」の柱である。

この他、審議会から市長への要望欄には(国に)「ヘイトクライムに関する法律を制定するよう働きかけを行うこと」「差別を禁止するための法律を制定すること及び国内人権機関を設立することに関して働きかけを行うこと」と記されている。

「答申」通りの条例となれば他自治体の指標はもちろん、国レベルの人権施策も押し上げられるだろう。「戦後最悪のヘイトクライム」を経験した相模原市の在り方が問われている。同時に、実現のためには市民社会の後押しにも掛かっている。

(たき だいち)